

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条の二）</p> <p>第一章の二 基本方針（第九条の三）</p> <p>第二章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施</p> <p>第一節 地域公共交通網形成計画の作成（第十条）</p> <p>第二節～第四節 （略）</p> <p>第五節 鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十六条）</p> <p>第六節 鉄道再生事業（第二十七条―第三十二条）</p> <p>第七節 地域公共交通再編事業（第三十三条―第三十六条の七）</p> <p>第三章・第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（法第二条第七号の国土交通省令で定める者）</p> <p>第四条 法第二条第七号の国土交通省令で定める者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条の二）</p> <p>第二章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施</p> <p>第一節 地域公共交通総合連携計画の作成（第十条）</p> <p>第二節～第四節 （略）</p> <p>第五節 乗継円滑化事業（第二十三条―第三十条）</p> <p>第五節の二 鉄道事業再構築事業（第三十条の二―第三十条の五）</p> <p>第六節 鉄道再生事業（第三十一条―第三十六条）</p> <p>第三章・第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（法第二条第七号の国土交通省令で定める者）</p> <p>第四条 法第二条第七号の国土交通省令で定める者は、市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。</p> <p>（法第二条第九号の国土交通省令で定めるもの）</p> <p>第九条 法第二条第九号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。</p>

(法第二条第九号二の国土交通省令で定める事業構造の変更)  
第九条 法第二条第九号二の国土交通省令で定める事業構造の変更は、重要な資産の譲渡及び譲受とする。

(法第二条第十一号の国土交通省令で定めるもの)

第九条の二 法第二条第十一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

- 一 特定旅客運送事業に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更
- 二 他の種類の旅客運送事業への転換
- 三 自家用有償旅客運送による代替
- 四 第一号、第二号又は前号に掲げるものと併せて行うものであつて、次に掲げるいずれかのもの
  - イ 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
  - ロ 共通乗車船券の発行
  - ハ 乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

- 一 運行計画の改善
- 二 共通乗車船券の発行
- 三 交通結節施設における乗降場の改善
- 四 旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- 五 前各号に掲げるもののほか、旅客の乗継ぎを円滑に行うための措置

(法第二条第九号の二の国土交通省令で定める事業構造の変更)  
第九条の二 法第二条第九号の二の国土交通省令で定める事業構造の変更は、重要な資産の譲渡及び譲受とする。

(新設)

## 第一章の二 基本方針

(法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項)

第九条の三 法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 国、地方公共団体その他の関係者の役割に関する事項
- 二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

## 第二章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

### 第一節 地域公共交通網形成計画の作成

(地域公共交通網形成計画の作成の方法)

第十条 地域公共交通網形成計画に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存する全ての市町村が共同して作成するものとする。

(軌道運送高度化実施計画の記載事項)

第十一条 法第八条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通網形成計画に軌道運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二・三 (略)

(軌道運送高度化実施計画の変更の認定の申請)  
第十三条 (略)

(新設)

## 第二章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

### 第一節 地域公共交通総合連携計画の作成

(地域公共交通総合連携計画の作成の方法)

第十条 地域公共交通総合連携計画に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存するすべての市町村が共同して作成するものとする。

(軌道運送高度化実施計画の記載事項)

第十一条 法第八条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通総合連携計画に軌道運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二・三 (略)

(軌道運送高度化実施計画の変更の認定の申請)  
第十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項各号に掲げる書類及び図面のうち軌道運送高度化実施計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

三 (略)

3 (略)

(道路運送高度化実施計画の記載事項)

第十五条 法第十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通網形成計画に道路運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(道路運送高度化実施計画の変更の認定の申請)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第十八条 法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年/運輸省/建設省/令第一号)第一条(第三項を除く。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項に掲げる書類及び図面のうち軌道運送高度化実施計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

三 (略)

3 (略)

(道路運送高度化実施計画の記載事項)

第十五条 法第十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通総合連携計画に道路運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

3 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(道路運送高度化実施計画の変更の認定の申請)

第十七条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第十八条 法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年/運輸省/建設省/令第一号)第一条(第三項を除く。

（第二條（第三項を除く。）、第三條、第六條及び第七條の規定を準用する。この場合において、同令第一條第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六條又は第十七條に基づく申請書（以下「規則」という。）第四條に基づく許可申請書」とあるのは「」第四條に基づく許可申請書に係る事項」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。）と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同令第三條第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「地方運輸局長（第一條第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあっては、運輸監理部長又は運輸支局長）」とあるのは「地方運輸局長」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、同令第六條中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（海上運送高度化実施計画の記載事項）

第二十條 法第十八條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通網形成計画に海上運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（削る）

（削る）

（第二條（第三項を除く。）、第三條、第六條及び第七條の規定を準用する。この場合において、同令第一條第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。）第四條に基づく許可申請書又は第十四條に基づく認可申請書（以下「規則」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六條又は第十七條に基づく申請書（規則第十六條第二項又は第十七條第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が）」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同令第三條第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「地方運輸局長（第一條第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあっては、運輸監理部長又は運輸支局長）」とあるのは「地方運輸局長」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、同令第六條中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（海上運送高度化実施計画の記載事項）

第二十條 法第十八條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通総合連携計画に海上運送高度化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

第五節 乗継円滑化事業

（乗継円滑化実施計画の記載事項）

第二十三條 法第二十一條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通総合連携計画に乗継円滑化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(削る)

(乗継円滑化実施計画の認定の申請)

第二十四条 法第二十二條第一項の規定により乗継円滑化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 法第二十一條第二項各号に掲げる事項

2 | 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、別表第一の規定の上欄中「法第十五條」とあるのは、「法第二十三條第一項」と読み替えるものとする。

3 | 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、別表第二の規定の上欄中「法第二十條」とあるのは、「法第二十四條第一項」と読み替えるものとする。

4 | 道路運送法施行規則第十四條第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(削る)

(乗継円滑化実施計画の変更の認定の申請)

第二十五條 法第二十二條第六項の規定により認定乗継円滑化実施計画の変更の認定を受けようとする乗継円滑化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）  
三 変更の理由

2 | 前項の申請書には、当該乗継円滑化実施計画に係る乗継円滑化事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

(削る)

- 3| 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、別表第一の規定の欄の上欄中「法第十五条」とあるのは、「法第二十三条第一項」と読み替えるものとする。
- 4| 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、別表第二の規定の欄中「法第二十条」とあるのは、「法第二十四条第一項」と読み替えるものとする。
- 5| 道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。
- （法第二十二條第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法）
- 第二十六條 法第二十二條第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一條（第三項を除く。）、第二條（第三項を除く。）、第三條、第六條及び第七條の規定を準用する。この場合において、同令第一條第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。）第四條に基づく許可申請書又は第十四條に基づく認可申請書（）」とあるのは「乗継円滑化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十四條又は第二十五條に基づく申請書（規則第二十四條第二項又は第二十五條第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が）」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、

(削る)

同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「地方運輸局長（第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあつては、運輸監理部長又は運輸支局長）」とあるのは「地方運輸局長」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（法第二十二條第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第二十七條 法第二十二條第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十二條第四項」と、同条第一号中「法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十三條の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十三條の規定により道路運送法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十三條の規定により道路運送法第十五條第一項の規定による処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。



(削る)

(法第二十三条第二項の国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項)

第二十八条 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める運行計画の改善

善に関する事項は、次に掲げる事項のいずれかとする。

一 路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させるもの(道路運送法施行規則第十五条の十四第一項第一号に規定する軽微な事項に係るものを除く。)

二 一年を通じ継続して運輸をするものでないときは、運輸をする期間の変更をするもの

(削る)

(法第二十四条第二項の国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項)

第二十九条 法第二十四条第二項の国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項は、次に掲げる事項のいずれかとする。

一 運航日程又は運航時刻を変更するもの(海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第十一条第一項第一号に規定する軽微な事項に係るものを除く。)

二 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を変更するもの

(削る)

(共通乗車船券の届出)

第三十条 法第二十五条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所

二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称

三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類

第五節 鉄道事業再構築事業

(法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者)

第二十三条 法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体、鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を営業者及び当該鉄道事業者に代わつて当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を営業者とする者
- 二 前号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体が必要と認める者

(鉄道事業再構築実施計画の記載事項)

第二十四条 法第二十三条第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通網形成計画に鉄道事業再構築事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定の申請)

第二十五条 法第二十四条第一項の規定により鉄道事業再構築実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第二十三条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受

- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

第五節の二 鉄道事業再構築事業

(法第二十五条の二第一項の国土交通省令で定める者)

第三十条の二 法第二十五条の二第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を営業者及び当該鉄道事業者に代わつて当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を営業者とする者
- 二 前号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の地域公共交通総合連携計画を作成した市町村が必要と認める者

(鉄道事業再構築実施計画の記載事項)

第三十条の三 法第二十五条の二第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通総合連携計画に鉄道事業再構築事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定の申請)

第三十条の四 法第二十五条の三第一項の規定により鉄道事業再構築実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第二十五条の二第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受

けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請）

第二十六条 法第二十四条第五項の規定により認定鉄道事業再構築実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 （略）

3 第一項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者）

第二十七条 法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者は、関係する都道府県（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）その他の地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体が必要と認める者とする。

（鉄道再生実施計画の記載事項）

けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（前項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請）

第三十条の五 法第二十五条の三第五項の規定により認定鉄道事業再構築実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 （略）

3 第一項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（第一項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者）

第三十一条 法第二十六条第一項の国土交通省令で定める者は、関係する都道府県その他の地域公共交通総合連携計画を作成した市町村が必要と認める者とする。

（鉄道再生実施計画の記載事項）

第二十八条 法第二十六条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通網形成計画に鉄道再生事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 (略)

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 廃止しようとする事業に係る鉄道線路を鉄道事業法第二条第三項に規定する第二種鉄道事業者に使用させている場合には、当該第二種鉄道事業者との間の廃止に係る調整等の経過を記載した書類

#### 第七節 地域公共交通再編事業

(地域公共交通再編実施計画の記載事項)

第三十三条 法第二十七条の二第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

第三十二条 法第二十六条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 地域公共交通総合連携計画に鉄道再生事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 (略)

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 廃止しようとする事業に係る鉄道線路を鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第三項に規定する第二種鉄道事業者に使用させている場合には、当該第二種鉄道事業者との間の廃止に係る調整等の経過を記載した書類

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全部又は一部の者に代わつて当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者

二 その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全部又は一部の者に代わつて当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家用有償旅客運送を行おうとする者

(地域公共交通再編実施計画の認定の申請)

第三十五条 法第二十七条の三第一項の規定により地域公共交通再編実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二 法第二十七条の二第二項各号に掲げる事項

2| 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3| 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第八条第三項並びに第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用

する。

(地域公共交通再編実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 法第二十七条の三第五項の規定により認定地域公共交通再編実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該地域公共交通再編実施計画に係る地域公共交通再編事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十六条の二 法第二十七条の三第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があったとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは法第二十七条の六第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出す

る機会が与えられなければならない。

4 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条までの規定は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十六条の三 法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域公共交通再編事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。)(第三十五条又は第三十六条に基づく申請書(一)と、以下「規則」という。)(第四条に基づく許可申請書」とあるのは「(第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。」「とあるのは「(一)に限る。」「に係る事項の記載がなされたものに限る。」「と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書(一)とあるのは「地域公共交通再編事業につき規則第三十五条又は第三十六条に基づく申請書(道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」という。」「とあるのは「申請書」と、「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第三十六条の四 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者

の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十七条の三第四項」と、同条第一号中「法第四十一条又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十七条の六の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四十一条又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の六の規定により道路運送法第四十一条又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の六の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

（申請書の送付手続）

第三十六条の五 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定める事項（法第二十七条の三第二項に係るものに限る。）について準用する。

（聴聞の特例）

第三十六条の六 地方運輸局長は、法第二十七条の六第六項の規定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。



- 2 前項の停止の命令に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
- 3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。
- 4 道路運送法施行規則第六十条の二及び第六十条の三の規定は、第一項の規定による聴聞を行う場合について準用する。

(共通乗車船券の届出)

第三十六条の七 法第二十七条の八第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

(新地域旅客運送事業計画の認定の申請)

第三十八条 (略)

- 2 (略)
- 3 第十六条第三項及び第二十五条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第三章 新地域旅客運送事業

(新地域旅客運送事業計画の認定の申請)

第三十八条 (略)

- 2 (略)
- 3 第十六条第三項及び第三十条の四第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二條第三項(同規則第二十三條第三項及び第二十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第四十条 法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。)(第三十八条又は第三十九条に基づく申請書(一)と、以下「規則」という。)(第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地方運輸局長」と、「限る。」とあるのは「限る。」に係る事項の記載がなされたものに限る。」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同令第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書」とあるのは「新地域旅客運送事業につき規則第三十八条又は第三十九条に基づく申請書(道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条第一

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

4 第十六条第三項及び第三十条の四第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第四十条 法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。)(第四条に基づく許可申請書又は第十四条に基づく認可申請書(一)とあるのは「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。)(第三十八条又は第三十九条に基づく申請書(規則第三十八条第二項又は第三十九条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同令第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業」とあるのは「新地域旅客運送事業」と、「規則第十四条に基づく認可申請書(一)とあるのは「規則第三十八条又は第三十九条に基づく申請書(規則第三十八条第二項又は第三十九条第三項の規

項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）  
」とあるのは「申請書」と、「認可申請書」とあるのは「申請書」と  
、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、同令第六条中  
「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読  
み替えるものとする。

（法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く  
必要がない場合）

第四十一条 法第三十条第五項ただし書の国土交通省令で定める道路管  
理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取  
に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号  
列記以外の部分中、「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。  
以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性  
化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」と  
いう。）第三十条第五項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第  
十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第三十四条の  
規定により道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一  
項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、こ  
れによって」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる  
」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定によ  
る処分に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法第  
四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみな  
される」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみな  
されること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分  
に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送法第四条第  
一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる  
」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされる  
こと」と読み替えるものとする。

（新地域旅客運送事業の運賃等の公示の方法等）

定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、  
その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書（  
以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「認可  
申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは  
「当該申請書」と読み替えるものとする。

（法第三十条第五項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く  
必要がない場合）

第四十一条 法第三十条第五項ただし書の国土交通省令で定める道路管  
理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取  
に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号  
列記以外の部分中、「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。  
以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性  
化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」と  
いう。）第三十条第五項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第  
十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第三十四条の  
規定により道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一  
項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、こ  
れによって」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項  
の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道  
路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けた  
ものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けた  
ものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定  
による処分に係る」とあるのは「法第三十四条の規定により道路運送  
法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものと  
みなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものと  
みなされること」と読み替えるものとする。

（新地域旅客運送事業の運賃等の公示の方法等）

第四十四条 法第三十一条第三項の規定による国土交通省令で定める方法は、新地域旅客運送事業のうち、次の各号に該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる方法とする。

一 三 (略)

四 国内一般旅客定期航路事業 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第七条に規定する方法

五 (略)

2 (略)

(権限の委任)

第四十五条 法第三章第三節から第七節及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任する。

一 法第二十四条第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの(鉄道事業法第七条第三項の規定による届出に係るもの及び同法第十六条第三項の規定による届出に係るものであって鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。)

二 法第二十六条第三項並びに第二十七条第二項、第三項及び第五項の規定による届出に係るもの

三 法第二十六条第四項の規定による届出に係るもの(鉄道事業法第十六条第三項後段の規定による届出に係るもの(鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。))に限る。

四 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの(鉄道事業法第三条第一項の許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可(鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲げるものを除く。))若しくは同法第十六条第三項、第十七条若しくは第二十八条の二

第一項の規定による届出(同規則第七十一条第一項第七号又は第八

第四十四条 法第三十一条第三項の規定による国土交通省令で定める方法は、新地域旅客運送事業のうち、次の各号に該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる方法とする。

一 三 (略)

四 国内一般旅客定期航路事業 海上運送法施行規則第七条に規定する方法

五 (略)

2 (略)

(権限の委任)

第四十五条 法第三章第三節から第六節及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任する。

一 法第二十五条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの(鉄道事業法第七条第三項の規定による届出に係るもの及び同法第十六条第三項の規定による届出に係るものであって鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。)

二 法第二十六条第三項並びに第二十七条第二項、第三項及び第五項の規定による届出に係るもの

三 法第二十六条第四項の規定による届出に係るもの(鉄道事業法第十六条第三項後段の規定による届出に係るもの(鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。))に限る。

号に掲げるものを除く。)、軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の規定による特許若しくは第二十二條ノ二の規定による許可若しくは同法第十一條第一項の認可(軌道法施行規則第二十三條ノΦ二第一項に掲げるものを除く。)、又は道路運送法第四條第一項の規定による許可(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)(第一條第一項第一号に掲げるものを除く。)、同法第九條第一項若しくは第十五條第一項の規定による認可(同令第一條第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。))若しくは同法第九條第三項の規定による届出(同令第一條第一項第三号に掲げるものを除く。))に係るものに限る。)

五] 法第二十七條の六第五項の規定による事業の実施方法の変更の命令又は同條第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し(当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七條に規定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。)

六] 法第二十七條の六第七項において準用する道路運送法第四十一條第一項の規定による命令(道路運送法施行令第一條第三十号に掲げるものを除く。)

七] 法第二十七條の六第七項において準用する道路運送法第四十一條第三項の規定による封印の取付け及び同條第四項の規定による登録識別情報の通知

八] 法第三十條第三項の規定に係るもの(鉄道事業法第三條第一項の規定による許可若しくは同法第七條第一項の規定による認可(鉄道事業法施行規則第七十一條第一項第一号に掲げるものを除く。))又は軌道法第三條の規定による特許に係るものに限る。)

九] 法第三十條第七項において準用する同條第三項の規定による変更の認定に係るもの(鉄道事業法第七條第一項の規定による認可(鉄

四] 法第三十條第三項の規定に係るもの(鉄道事業法第三條第一項の規定による許可若しくは同法第七條第一項の規定による認可(鉄道事業法施行規則第七十一條第一項第一号に掲げるものを除く。))又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第三條の規定による特許に係るものに限る。)

五] 法第三十條第七項において準用する同條第三項の規定による変更の認定に係るもの(鉄道事業法第七條第一項の規定による認可(鉄

道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）  
、同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の規定による認可若しくは同法第二十八条の二第一項の規定による届出又は軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可、同法第二十二條若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の規定による認可に係るものに限る。）

十| 法第三十条第八項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第三條第一項の規定による許可、同法第七條第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。））、同法第二十六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條第一項の規定による認可若しくは同法第二十八條の二第一項の規定による届出又は軌道法第三條の規定による特許、同法第十五條、第十六條第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可、同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の規定による認可に係るものに限る。）

2  
前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一| 法第二十七條の三第二項の規定による認定及び同法第六項において準用する同法第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号、第二号若しくは第四号又は同令第四條第一項の権限のみに係るものに限る。）

二| 法第二十七條の六第七項において準用する道路運送法第四十一條第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同法第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

三| 法第三十条第三項の規定による認定（道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。）

道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）  
、同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の規定による認可若しくは同法第二十八条の二第一項の規定による届出又は軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可、同法第二十二條若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の規定による認可に係るものに限る。）

六| 法第三十条第八項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第三條第一項の規定による許可、同法第七條第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。））、同法第二十六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條第一項の規定による認可若しくは同法第二十八條の二第一項の規定による届出又は軌道法第三條の規定による特許、同法第十五條、第十六條第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の規定による許可、同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七條第一項の規定による認可に係るものに限る。）

2  
前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一| 法第三十条第三項の規定による認定（道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。）

四 法第三十条第六項の規定による変更の認定（道路運送法施行令第一条第四項第一号又は第四号の権限のみに係るものに限る。）

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第九項及び第六条第六項の助言に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

4 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十八条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令及び法第三十八条の規定による報告に係るものは、第一項又は第二項の規定により権限を有する行政庁も行うことができる。

別表第一（第十六条及び第十七条関係）

規定 (略)	事項 (略)	書類 (略)
-----------	-----------	-----------

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定 (略)	事項 (略)	書類 (略)
-----------	-----------	-----------

別表第二の二（第二十五条及び第二十六条関係）

規定 法第二十五 条第一 項	(略)	事項 (略)
-------------------------	-----	-----------

別表第三（第三十条関係）

規定	事項
----	----

二 法第三十条第六項の規定による変更の認定（道路運送法施行令第一条第四項第一号又は第四号の権限のみに係るものに限る。）

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第八項及び第六条第六項の助言に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

4 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十八条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令及び法第三十八条の規定による報告に係るものは、第一項又は第二項の規定により権限を有する行政庁も行うことができる。

別表第一（第十六条、第十七条、第二十四条及び第二十五条関係）

規定 (略)	事項 (略)	書類 (略)
-----------	-----------	-----------

別表第二（第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条関係）

規定 (略)	事項 (略)	書類 (略)
-----------	-----------	-----------

別表第二の二（第三十条の四及び第三十条の五関係）

規定 法第二十五 条の四第一 項	(略)	事項 (略)
---------------------------	-----	-----------

別表第三（第三十四条関係）

規定	事項
----	----

別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）

法第二十 七条第四 項	(略)	(略)	(略)
	鉄道事業法第十六条第四 項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四 条第二項において準用する同 規則第三十三条各号に掲げる 事項	
	(略)	(略)	(略)
	鉄道事業法第十六条第四 項後段の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四 条第二項において準用する同 規則第三十三条各号に掲げる 事項	
規定 法第二十 七条の四	鉄道事業法第三条 第一項の許可に係 る部分	鉄道事業法第四条 第一項各号に掲げ る事項	鉄道事業法施行 規則第二条第二 項各号に掲げる 書類及び図面
鉄道事業法第七 条第一項の認可に 係る部分	鉄道事業法施行規 則第七条第一項各 号に掲げる事項	鉄道事業法施行規 則第七條第二項 に規定する書 類及び図面	
鉄道事業法第七 条第三項の届出に 係る部分	鉄道事業法施行規 則第八條第二項各 号に掲げる事項		
鉄道事業法第十 六条第三項の届出 に係る部分	鉄道事業法施行規 則第三十二條第二 項各号に掲げる事 項	鉄道事業法施行 規則第三十二條 第三項に規定す る書類	
鉄道事業法第十 六条第四項の届出に 係る部分	鉄道事業法施行規 則第三十三條各号 に掲げる事項		
鉄道事業法第十 六条第四項の届出に 係る部分	鉄道事業法施行規 則第三十四條第二 項各号に掲げる事 項		
法第二十 七条第四 項	(略)	(略)	(略)
鉄道事業法第十六 条第四項の届出に 係る部分	鉄道事業法第十六 条第四項後段の 届出に係る部分	鉄道事業法第十 六条第四項後 段の届出に係る 部分	鉄道事業法第十 六条第四項後 段の届出に係る 部分
鉄道事業法第十 六条第四項の届出に 係る部分	鉄道事業法第十 六条第四項後段 の届出に係る部 分	鉄道事業法第十 六条第四項後段 の届出に係る部 分	鉄道事業法第十 六条第四項後段 の届出に係る部 分



係る部分	鉄道事業法第十七 条の届出に係る部 分	鉄道事業法第二十 八条第一項又は第 二十八条の第二第 一項の届出に係る部 分	法第二十 七条の五 軌道法第三条の特 許に係る部分	軌道法第十一条第 一項（旅客運賃の 設定に係るものに 限る。）の認可に 係る部分	軌道法第十一条第 一項（旅客運賃の 変更に係るものに 限る。）の認可に
項において準用す る同規則第三十三 条各号に掲げる事 項	鉄道事業法施行規 則第三十五条第一 項各号及び第三項 各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規 則第四十二条第一 項各号に掲げる事 項	軌道法施行規則第 十九条第一項に規 定する事項	軌道法施行規則第 二十二条第一項に 規定する事由	軌道法施行規則第 二十二条第一項に 規定する事由
	鉄道事業法施行 規則第三十五条 第二項各号に掲 げる書類及び図 面	鉄道事業法施行 規則第四十二条 第二項各号に掲 げる書類	軌道法施行規則 第一条第一項各 号に掲げる書類 及び図面並びに 同条第二項に規 定する事由書	軌道法施行規則 第十九条第二項 に規定する書類	軌道法施行規則 第二十二条第二 項に規定する書 類

<p>係る部分</p> <p>軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十条第一項及び第二項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類</p>
<p>軌道法第十一条第一項（荷物運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事由</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第二項に規定する書類</p>
<p>軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十一條第一項に規定する事項</p>	
<p>軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法施行規則第二十二條第一項に規定する事由</p>	

				法第二十 七条の六 第一項			
軌道法第十一條第 二項（国土交通省 令を以て定める料 金の變更に係るも のに限る。）の届 出に係る部分	軌道法第二十二條 ノ二の許可に係る 部分	道路運送法第四條 第一項の許可に係 る部分	道路運送法第九條 第一項の認可に係 る部分	道路運送法第九條 第三項の届出に係 る部分	道路運送法第九條 第四項の届出に係 る部分	道路運送法第九條 第五項の届出に係 る部分	道路運送法第十五 條第一項の認可に
軌道法施行規則第 二十二條第三項に 規定する事由	軌道法施行規則第 二十八條第一項及 び第二項に規定す る事項	道路運送法第五條 第一項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規 則第八條第一項各 号に掲げる事項	道路運送法施行規 則第九條第一項各 号に掲げる事項	道路運送法施行規 則第九條第一項各 号に掲げる事項	道路運送法施行規 則第十條第三項各 号に掲げる事項	道路運送法施行規 則第十四條第一項
	軌道法施行規則第 二十八條第二 項に規定する書 類	道路運送法施行 規則第六條第一 項各号に掲げる 書類	道路運送法施行 規則第八條第二 項に規定する書 類		道路運送法施行 規則第九條第二 項に規定する書 類		道路運送法施行 規則第十四條第

道路運送法第十五 条第三項の届出に 係る部分	道路運送法第十五 条第三項の届出に 係る部分	道路運送法第十五 条第四項の届出に 係る部分	道路運送法第十五 条の二第一項の届 出に係る部分	道路運送法第十五 条の三第一項又は 第二項の届出に係 る部分	道路運送法第十五 条の三第三項の届 出に係る部分	道路運送法第三十 八条第一項の届出 に係る部分
各号に掲げる事項	道路運送法施行規 則第十五条第二項 において準用する 同令第十四条第一 項各号に掲げる事 項	道路運送法施行規 則第十五条の第二 項において準用 する同令第十四条 第一項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規 則第十五条の第五 一項各号に掲げる 事項	道路運送法施行規 則第十五条の十三 第一項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規 則第十五条の十四 第二項に掲げる事 項	道路運送法施行規 則第二十五条第一 項各号に掲げる事 項
二項に規定する 書類	道路運送法施行 規則第十五条第 二項において準 用する同令第十 四条第二項に規 定する書類	道路運送法施行 規則第十五条の 二第二項におい て準用する同令 第十四条第二項 に規定する書類	道路運送法施行 規則第十五条の 五第二項又は第 三項に規定する 書類	道路運送法施行 規則第十五条の 十三第二項に規 定する図面		

<p>道路運送法第三十八條第二項の届出に係る部分</p>	<p>道路運送法施行規則第二十五條第二項において準用する同令第十五條の五第一項各号に掲げる事項</p>	<p>道路運送法施行規則第二十五條第二項において準用する同令第十五條の五第二項又は第三項に規定する書類</p>
<p>道路運送法第七十九條の登録に係る部分</p>	<p>道路運送法第七十九條の二第一項各号に掲げる事項</p>	<p>道路運送法施行規則第五十一條の三各号に掲げる書類</p>
<p>道路運送法第七十九條の七第一項の登録に係る部分</p>	<p>道路運送法施行規則第五十一條の十一第一項各号に掲げる事項</p>	<p>道路運送法施行規則第五十一條の十一第二項各号に掲げる書類</p>
<p>道路運送法第七十九條の七第三項の届出に係る部分</p>	<p>道路運送法施行規則第五十一條の十三第二項各号に掲げる事項</p>	<p>道路運送法施行規則第五十一條の十三第三項各号に掲げる書類</p>
<p>法第二十 七條の七 海上運送法第三條第一項の許可に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第二條第一項各号に掲げる事項</p>	<p>海上運送法施行規則第二條第二項各号に掲げる書類</p>
<p>海上運送法第六條の届出に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第三條各号に掲げる事項</p>	
<p>海上運送法第八條第一項の届出に係る部分</p>	<p>海上運送法施行規則第四條各号に掲げる事項</p>	

海上運送法第八條 第三項の認可に係 る部分	海上運送法施行規 則第四條の第二 項各号に掲げる事 項	
海上運送法第十一 條第一項の認可に 係る部分	海上運送法施行規 則第八條第一項各 号に掲げる事項	
海上運送法第十一 條第三項の届出に 係る部分	海上運送法施行規 則第八條の第二 項各号に掲げる事 項	
海上運送法第十一 條の二第一項の届 出に係る部分	海上運送法施行規 則第九條各号に掲 げる事項	
海上運送法第十一 條の二第二項の認 可に係る部分	海上運送法施行規 則第十條各号に掲 げる事項	
海上運送法第十一 條の二第四項の届 出に係る部分	海上運送法施行規 則第十一條第二 項各号に掲げる事 項	
海上運送法第十五 條第一項又は第二 項の届出に係る部 分	海上運送法施行規 則第十五條各号に 掲げる事項	
海上運送法第十九 條の五第一項の届 出に係る部分	海上運送法施行規 則第二十條各号又 は第二十條の二各 号に掲げる事項	
海上運送法第十九 條の五第二項の届	海上運送法施行規 則第二十一條各号	

出に係る部分 海上運送法第二十 条第二項の届出に 係る部分	に掲げる事項 海上運送法施行規 則第二十二条各号 又は第二十二条の 三各号に掲げる事 項	
海上運送法第二十 条第三項の届出に 係る部分	海上運送法施行規 則第二十三条各号 に掲げる事項	